

## ニュージーランドにおける マオリの知的財産の保護

Tania WAIKATO\*1

田上 麻衣子(訳)

### イントロダクション

地球上の他の多くの先住民と同様に、Aotearoa\*2 (ニュージーランド) のマオリの人々は、自らの文化遺産に対する新たな脅威の見通しに直面している。新鮮かつ商業利用可能なアイデアの探索は、グローバル化の影響で拍車がかかり、マオリの伝統的知識<sup>1</sup>の不正使用といった気がかりな動向に結びついてきた。我々の芸術形式、イメージ及び知識の模倣、商業化及び甚だしい複製は、もはや少数の孤立した事例に限られたことではない。これらの行為は非常に一般的になったために、Sony<sup>2</sup>やLego<sup>3</sup>のような巨大企業までもがこうした騒動に関係するようになった。国境のないこの新しい商業界では、我々特有の文化、象徴主義及び神秘性は、「端 (edge)」

---

\*1 (訳者注) 筆者はマオリ出身であり、本文中の「我々の」という表示は、「マオリの」を意味する。

\*2 (訳者注) 「Aotearoa(アオテアロア)」は、ニュージーランドのマオリ語名。ポリネシア語で「長く白い雲の地」を意味する。

<sup>1</sup> 「伝統的知識」とは、知的財産に関する論議の中で先住民の祖先の知識を示すために用いられた用語である。Blakeney, M *The Protection of Traditional Knowledge under Intellectual Property Law* [2000] EIPR 251.

<sup>2</sup> Te Karere “Māori Warrior in New Sony Game” *Arotahi* Newsletter, 7 April 2003, Edition 4.

<sup>3</sup> Griggs, K “Māori take on hi-tech Lego toys” (26 October 2001) *BBC News* <[http://news.bbc.co.uk/hi/english/world/asia-pacific/newsid\\_1619000/1619406.stm](http://news.bbc.co.uk/hi/english/world/asia-pacific/newsid_1619000/1619406.stm)>.

を探索する大手企業の望まざる注意を引きつけることになってしまった。

この知的海賊行為よりも更に気がかりなのは、マオリ及び他の先住民が自らの文化遺産に対して受けている攻撃に関し、現行の知的財産法が効果的かつ適切な保護を提供することに明らかに失敗していることである。マオリの単語、芸術及びイメージの使用に関する新たな事例は、ほぼ毎日のように発生し、我々は憤慨しているにもかかわらず、それらを止めるために我々が法律上できることはほとんどないことを知った。

このことに対する我々の反応は、神聖な儀式の舞踊<sup>4</sup>に対する侮辱を阻止するための暴力から、国際社会の良心を行動へと向かわせることを目的とした他の先住民との国際条約<sup>5</sup>の公布まで、多岐にわたった。しかしながら、我々の伝統的知識のコントロールがそれを託された人々の手にあることを確保するためには、更なる行動が求められていることは明らかである。

## 世界観の衝突

知的財産権 (IPR) 制度とマオリの伝統的知識の間の相互作用は法的な真空状態を生み出し、それによって、マオリは自らの文化的知識に対する有効な法的保護が無い状態に取り残されている。こうなった理由は数多く、また様々であるが、すべては二つの文化の基本的なイデオロギーの衝突に由来している。

この問題の核心は、本質的に現行の IPR 制度が、財産、所有権及び個人主義といった西洋の概念を前提としているという事実にある。これとは対

<sup>4</sup> オークランド大学で工学を専攻する学生のグループには「ハカ (haka) (訳者注：マオリの出陣を祝う歌と踊り)」を実演するという伝統があり、それには滑稽な行為 (例えば興奮した手淫や彼らの体に口紅で描くペニスや睾丸のカリカチュア (戯画)) が含まれていた。この文化的なあざけりに対してマオリの学生は抗議を続けたが、若いマオリのグループがこの工学部生たちの実演をやめさせようと試みた結果、数人の工学部生が暴行を受けることとなった1979年5月1日までのほぼ20年の間、その抗議の声は無視され続けた。

<sup>5</sup> *The Mataatua Declaration on Cultural and Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples* (1993).

照的に、マオリの伝統的知識に関する世界観は、相互義務、後見及び共同体の概念に基づいている。

我々は自分たちの伝統的知識について、それを単語の真の法的意味において所有可能なものであるとは考えない。むしろ、我々にとってそれは「taonga tuku iho<sup>6</sup> (伝承されてきた宝)」であり、現在の保有者に対し保護に関する相互義務を課すものであると考えられている。

「知識は、ある一人の著作者や発明者によって生み出されたものではなく、時を経て形成されたものである。それは文化と同一性の宝庫であった。その利益は共有された。それは所有も売却もされなかった。あらゆる知識がすべての人に利用可能であったわけではなく、その保有者はその保護と使用に関し責任を負っていた<sup>7</sup>。」

IPR 制度の考え方は、本質的に法的及び経済的権利の配分であるが、マオリの伝統的知識の主眼は自らの文化的表現の保全及び保護にある。

「先住民は、自分たちの遺産を所有物と考えることは決してない。所有物とは、所有者がおり、経済的利益を得る目的で使用されるものであるが、先住民は共同体と個々の責任の点から自分たちの遺産を考える。歌、物語又は医学的知識の所有には、それらに対する尊敬を示し、また、歌、物語又は医学が関連する人間、動物、植物及び場所との相互関係を維持するという一定の責任を伴う。先住民にとって遺産とは、経済的権利の束というよりむしろ関係の束である<sup>8</sup>。」

伝統的知識を含むあらゆるものに関する「財産」及び「所有権」に係るマオリの概念は、個人の権利よりもむしろ共同体に基づいている。伝統的

<sup>6</sup> 逐語訳は「伝承されてきた宝」。Williams, H. W. *Dictionary of the Māori Language* 7<sup>th</sup> ed, 1971 at 381, 451, 75.

<sup>7</sup> Moana Jacksonの言葉。Kelsey, J *Reclaiming the Future* (1999) 264で引用されている。

<sup>8</sup> Daes, E. I. *Discrimination Against Indigenous Peoples: Study on the Protection of the Cultural and Intellectual Property of Indigenous Peoples* (1993) 26.

知識のような「taonga<sup>83</sup>」は西洋における意味での「所有」はできない。この主な理由は、我々は単に祖先から受け取った知識の現在の保有者であるにすぎず、保有者はこれを保護し、次の世代へと継承しなければならないと考えているからである。伝統的知識に関する我々の「所有」概念は、後見又は「kaitiakitanga<sup>9</sup>」という用語でより適切に表現できる。

『所有』という用語は、マオリの慣習的な文脈では不適切である。西洋における所有は、共同体の関係から分離された一人の所有者に使用、利益、管理、移転、復帰及び特定に係るいくつかの権利を与える<sup>10</sup>。」

個人が伝統的知識のような資源を使用する権利を有することがあるかもしれないが、当該資源に対する最終的なコントロールはその集団、通常は「whānau<sup>11</sup> (家族集団)」や「hapū<sup>12</sup> (亜族)」に残る。個人々の使用法もまた、資源の汚辱からの保護といった当該集団に対する義務の履行に依存する。

## 実務的帰結

知的財産の概念の本質は、知的労働の成果に対して個人に法的権利を付与することである。マオリにとっての問題とは、我々の伝統的知識がその性質上、多くの場合は未詳の先祖の成果であったり、あるいは世代を超えて多数の創作者によって作成された編集物であったりすることである。その結果、我々の文化的表現は、容易にはIPR制度の枠組みに適合しない。IPR制度が通常の芸術的形式及び発明に対して与える保護と同様の保護を我々の伝統的知識に与えるために、我々はこれらの制度に頼ることはでき

<sup>83</sup> (訳者注) マオリ語で「宝」を意味する。有体物と無体物の両方を含む。

<sup>9</sup> 「Kaitiakitanga」は後見及び保護の義務を意味する語として最近作られた関連造語である。NZLC SP9 *Māori Custom and Values in New Zealand Law* 40.

<sup>10</sup> Durie, E. T. *Custom Law* (1994) 67.

<sup>11</sup> 訳語は「子孫」又は「家族集団」。Williams, supra n 6 at 487.

<sup>12</sup> 訳語は「氏族」又は「亜族」。Williams, supra n 6 at 36.

ないし、実際のところ、我々は同様の保護を望んではいない。我々は、我々の文化及び伝統に適した保護を求めているのである。

最も重要な問題の一つは、IPR制度がこれまでにない新規の又は独創的な思想の表現を保護するという特定の意図を有しており、伝統的知識のような既存の知識の保護を目的としていないことである<sup>13</sup>。このことは、もしもある知識の表現がIPR制度により定義された意味で新規でも独創的でも無い場合、当該知識はパブリック・ドメインに含まれるだろうという法的推定を生じさせる。この推定は、マオリにとって問題である。というのも、我々の先祖伝来の知識は、正にその性質上、新規でも目新しくもなく、また独創性もないからである。このことはしばしば、第三者がマオリ文化に係る権利を取得することを可能にするとともに、マオリが自らの伝統的知識に係る知的財産権を主張する<sup>14</sup>資格を奪うことになる。

例えば、著作権に関し、第三者は既存の伝統的知識の側面を捉えて、それらを「独創的な」作品に組み込み、それによって、伝統的知識のそれらの側面に関する著作権を得ることができる。当該伝統的知識それ自体は、著作者の特定などの著作権の保護要件を充足することができないため<sup>15</sup>、しばしば著作権の保護の適格性を満たすことができない。

この種の問題の実例は、デンマークの玩具会社Legoが玩具及びゲームの「バイオニクル (Bionicle)」シリーズにマオリの名称及び単語を用い、そ

<sup>13</sup> Jones, P *Indigenous Peoples' Claims to Intellectual Property Rights - A View from New Zealand* paper presented to LAWASIA Intellectual Property Law Conference, Kota Kinabalu, Malaysia (1996) at 5.

<sup>14</sup> 例えば、自生のマヌカ (manuka) とその油について、それが伝統的な治療財産であったために、あるマオリのビジネスマンが特許権及び育成者権を取得しようとした例がある。いずれについても保護要件を満たすことができなかったため拒絶されている。World Intellectual Property Organisation *Survey on existing forms of Intellectual Property Protection for Traditional Knowledge* document WIPO/GRTKF/IC/2/5 (2001) 80.

<sup>15</sup> 例として、1994年著作権法第6条がある。精神的著作者の観点における本問題に関する興味深い議論については以下を参照のこと。See National Indigenous Arts Advocacy Association Inc *Stopping the Rip Offs* (1995) 5.

れに著作権を取得することである。そのゲームは「Toa<sup>16</sup>」(マオリ語で戦士を意味する)と呼ばれる戦士集団に関するものであり、炎の戦士「Tahu<sup>17</sup>」(マオリ語: 燃焼)と石の戦士「Pohatu<sup>18</sup>」(マオリ語: 石)を含んでいる。「Kanohi<sup>19</sup>」(マオリ語: 顔)と呼ばれる異なる仮面も登場し、Toaに「隠匿の高貴な仮面」である「Kanohi huna<sup>20</sup>」(マオリ語: 隠れた顔)といった特別な力を与える。マオリはこれらの単語やその他の単語の使用に対して抗議し、マオリ語で専門家又は聖職者を意味する「Tohunga<sup>21</sup>」並びに土地及び胞衣とも訳される「Whenua<sup>22</sup>」の問題を特に取り上げた<sup>23</sup>。これら二単語は、「tapu<sup>24</sup> (神聖な問題)」に関連しており、それ自体、精神的な含蓄がある。文化的な表現や伝統的知識の側面がより「tapu (神聖)」になればなるほど、それらを品位の低下から保護するためにより大きな義務が我々に課せられることになる。もし我々が義務を果たさなければ、我々は精神的に重要な影響を甘受することになるだろうと信じられている。子どもの玩具にそうした概念を使用することが完全に不適切であることは明らかである。

個々のマオリも、Lego社のような企業と同様に、著作権の特権を得るために自らの伝統的知識を独創的な形式に組み込むことが自由にできるということがこれまで主張されている。しかしながら、この議論は、我々は自らの伝統的知識に関し、外国の所有権概念で固定化された知的財産権を特に望んでいないという事実を無視している。さらに我々は、我々の伝統的知識がそのような知的財産権の失効とともに公式にパブリック・ドメイ

<sup>16</sup> 訳語は「勇敢な男性」又は「戦士」。Williams, supra n 6 at 429.

<sup>17</sup> 訳語は「火をつける、点火する、燃やす」。Williams, supra n 6 at 360.

<sup>18</sup> 訳語は「石」。Williams, supra n 6 at 300.

<sup>19</sup> 訳語は「顔」。Williams, supra n 6 at 94.

<sup>20</sup> 「huna」の訳語は「隠す、隠れた」であるため、「Kanohi huna」は「隠れた顔」と訳することができる。Williams, supra n 6 at 69.

<sup>21</sup> 訳語は「熟練者、魔法使い、聖職者」。Williams, supra n 6 at 431.

<sup>22</sup> 訳語は「土地、国家、胞衣」。Williams, supra n 6 at 494.

<sup>23</sup> BBC News “Lego Game Irks Māoris”, 31 May 2001, 1.

<sup>24</sup> 訳語には「宗教的又は迷信的制限」「神聖な」及び「それら制限の対象となる資格又は条件」を含む。Williams, supra n 6 at 385.

ンの一部となることについて、黙示の同意を与えることも望んでいない。マオリ及び他の多くの先住民は、自らの伝統的知識に関する自決権又は「tino rangatiratanga<sup>44</sup>」といった、そもそも知的財産権が与えることを全く意図していないものを探し求めている。

「知的財産権から得られるものとは別のもの、限定された私的財産に適用される期間が限られた所有権よりも、より taonga に対する rangatiratanga に類似したものが目的とされていることは合理的に明らかである。<sup>25</sup>」

## 事例研究: TA MOKO

我々の伝統的知識と現行の IPR 制度の相互作用について適切に説明するために、筆者は我々の独特な文化表現の一例として、「ta moko<sup>26</sup> (伝統的なマオリの入れ墨芸術)」を選んだ。この特別な芸術形式は、我々の文化的同一性に深く根ざしているとともに、今日でもなお人気のある現在の芸術形式として発展を続けているため、例として適切なものである。

「ta moko」の起源については議論があるが、「moko」という用語がマオリの神「Rūaumoko」に由来することについては概ね合意されている。「Rūaumoko」は、マオリの神「Ranginui」と「Papatūānuku」の間のまだ生まれていない息子である。マオリの歴史において、「Ranginui (しばしば空の父として参照される)」と「Papatūānuku (しばしば地球の母として参照される)」は原始の二神であり、すべてのマオリの起源である。「Rūaumoko」は彼らのまだ生まれていない息子であり、地球と空が分離した時にはまだ母の子宮の中におり、両親の別離に対する彼の怒りが地震という形で感じられると言われている。

「Rūaumoko」という名は、「地球に傷跡を残す振動<sup>27</sup>」と訳することができる。この地球の母の皮膚の傷跡は、「ta moko」により皮膚に描かれ

<sup>44</sup> (訳者注) マオリ語で「民族自決」を意味する。

<sup>25</sup> Jones, supra n 13 at 6.

<sup>26</sup> 訳語は「顔又は身体に入れ墨をすること」。Williams, supra n 6 at 207.

<sup>27</sup> Kopua, M *More About Moko* <<http://www.tamoko.org.nz/artists/ururoa/intro.html>>.

るデザインと同調している。「te haehae kiri<sup>28</sup> (皮膚を切る行為)」は、精神的、感情的及び物理的な存在の間の関連を示す表示として、マオリにとって特別な重要性を有している。「Kuia (年配のマオリの女性)」は、愛する者<sup>29</sup>の死去という深い悲しみの中で、自分が経験している感情的及び精神的苦痛の身体的表示として、しばしば「kuku (イガイ (ムラサキガイ))」の殻で自らを切る。「moko」を入れる際に、皮膚を切る行為は、使用者とデザインの精神性を結びつける相互の身体的な経験と考えることもできる。

「ta moko」芸術自体は、「Mataora」が愛妻である「Niwareka」を取り戻す「Rarohenga」への旅路において学んだと言われている<sup>30</sup>。彼は義父「Uetonga」から「moko」を受け取り、その使用法も身につけた<sup>30</sup>。すべてのマオリは「whakapapa (神への系統)」により繋がっているため、これらの起源は「moko」の神聖な性質を強調する。さらに、我々の文化的知識と「Te Ao Māori<sup>31</sup> (マオリの世界観)」を構築する概念、価値及び信条の複雑なマトリックスとが密接に結びついているということも強調している。

すべての種類の伝統的知識の本質的な性質は、「tapu (神聖)」である。「ta moko」のような儀式的プロトコルに関する知識のようなくつかの分野では、それらの起源ゆえに本質的により神聖であるといえる。関連した「tapu」の強さゆえに、ある種の知識については制限が課せられる。また、その知識を学ぶために選ばれた者は、起こりうる逆効果のために当該

知識を害悪から保護する責任を負わねばならない<sup>32</sup>。したがって、「ta moko」の「tohunga ta moko (専門家)」として訓練される者は、当該知識に関連した「tikanga (プロトコル)」を尊重する責任を吹き込まれる<sup>33</sup>。

伝統的な「moko」は顔に施され、当該入墨者の地位、同一性及び系統を示すために使用された<sup>34</sup>。男性は顔全面に「moko」を入れ、一方、女性は顎に「moko kauae」を入れた。それぞれの文様及び顔の上のその配置は、当該入墨者の同一性や「whakapapa (系統)」を示し、人々はただ彼らの顔を見るだけで、その地位や同一性を確認することができた。伝統的な顔の「moko」は今日でもまだ存在しているが、同化や人種差別<sup>35</sup>によって、主流社会から遠く離れた田園地帯に住んでいる非常にわずかなマオリのみが、その使用を続ける状況に追い込まれている。

しかしながら、筆者を含む多くのマオリの中で、「moko」は顔に施す伝統的な形式から、自らの文化的同一性を示す手段として、人気があるボディアート形式へと発展した。筆者の「moko」の全体的なデザインは、筆者の系統、家族及び個性を組み込んでいるとともに、筆者が育った場所を見下ろす祖先の山「Putauaki」を表している。マオリ文化では、山や川といった自然現象は我々の同一性の必須要素であり、筆者の「moko」はこの同一性を筆者の皮膚に記録するのである。「moko」復活の残念な結果は、大衆文化にさらされるようになったことである。これは非マオリの人々<sup>36</sup>や産業による使用へと結びついた。興味深いことに、そうした使用に対す

<sup>28</sup> Williams, supra n 6 at 29 and 119. 「Haehae」は「引き裂く」、「kiri」は「皮膚」と訳される。

<sup>29</sup> See *he tangi haehae* – Williams, supra n 6 at 24.

<sup>30</sup> (訳者注) マオリの神話によると、地下の国(冥府)の王Uetongaの娘Niwareka姫は、地上を訪れた際にマオリのMataoraに見初められて妻となるが、その後ある喧嘩がきっかけとなって彼女はRarohenga(地下の国)に帰ってしまった。後悔したMataoraは彼女を追ってRarohengaに行き、そこで義父Uetongaにあって入れ墨を施されたとされている。

<sup>31</sup> Kopua, M, supra n 27.

<sup>32</sup> Williams, supra n 6 at 410, 11, 179. 「Te Ao Māori」の逐語訳は「マオリの世界」であり、ここではマオリの世界観又はマオリの世界認知を示す用語として使用する。

<sup>32</sup> Dickson, M *Protecting the Intellectual Property of Indigenous People of the Pacific: Te Huarahi Māori / The Māori Experience* in Ridgeway Blake Lawyers (Vanuatu) and the School of Law, University of the South Pacific *Legal Developments in the Pacific Island Region* (2000) at 112.

<sup>33</sup> 最近のニュージーランド映画『The Tattooist』は、伝統的なサモアの入れ墨慣習に関する同様のプロトコルを破ったことによる不可思議な結果を探求している。

<sup>34</sup> Kopua, M, supra n 27.

<sup>35</sup> タウランガ (Tauranga) の女性が、顎に「moko」を入れていることを理由にあるレストランチェーンで雇用を断られた事例は、人権委員会によって取り上げられた <www.nzherald.co.nz/topic/story.cfm?c\_id=177&objectid=10439518>.

<sup>36</sup> 「moko」の影響を受けた入れ墨の使用は、多くの現代芸術家から「kirituhi」と呼ばれている。

るマオリの反応は、憤激する者もいれば、我々の文化を借用する者がそれを作成した伝統及び知識を尊敬しているか否かによって受容する者もあり、多種多様である。

### 許容しがたい使用

Sonyのプレイステーション2のゲーム『マーク・オブ・クリイ (The Mark of Kri)』は2003年<sup>37)</sup>に発売されたが、はっきりと同定可能な形でマオリの文化的像を不適切な方法で使用しているとして、ニュージーランドで議論の嵐を巻き起こした。ゲームの中心人物の名は「ラウ (Rau)」であるが、これはマオリ語で「刃」を意味する。また、彼は、(ゲームでは、実際には広刃の剣を使用するが)「taiaha<sup>38)</sup>」と呼ばれる伝統的なマオリの槍を携えている。ラウはさらに、多くのマオリの男性が伝統的に行ってきた髻を結び、上述したように伝統的には女性が「moko」を入れる場所である顎に「moko kauae」を彫り、腕にも「moko」を入れている。

このゲームは、中国やネイティブ・アメリカン<sup>39)</sup>の文化的要素も含んでいるため、ゲーム中で神聖な文化概念を不適切に使用されて被害を受けている先住民はマオリだけではない。以下はゲーム・デザイナーの一人のインタビューの抜粋であるが、伝統的知識の使用に対してとった無知な姿勢を例証している。彼は、異文化を少しずつ利用し、それらを創造した伝統や人々を尊重することなく概念の寄せ集めを作成することは受容される行為であると考えている。

「ゲーム中で設定された世界の曖昧さを維持しながら、僕たちはいかなる伝統的な標章やデザインも使用しないように務めた。だから

<sup>37)</sup> Robson, S *The Mark of Kri* (2 May 2003) <www.stuff.co.nz/inl/print/o,1478,2441888a6603,00.html>.

<sup>38)</sup> Williams, supra n 6 at 362. 「一方の端 (the arero) の両側には顔とともに舌の形が刻まれ、羽の装飾が施されており、もう一端は、約3インチ幅の滑らかな、平らな剣 (rau) の形をしている長さおよそ5フィートの硬木の武器」と訳される。

<sup>39)</sup> Robson, supra n 38.

人々は、『ねえ、彼らはきっとタヒチ人に違いない。だってあんな入れ墨をタヒチで見たことあるんだから。』とか『彼は顎にmokoがあるから、彼はマオリの少女に違いない。』と言うことはできなかったんだ。デザインや文様については、ゲーム全体を通してポリネシア、ケルト、ギリシャ文化などを変形したものが多用されているけど、僕たちは特定のものは何も模写しないようにしたんだ。この作業は大変だったよ。みんなゲームが持っているポリネシアの香りが好きだから、私たちはできる範囲でより現代的又はポリネシア的にしようとしたからね。例えば、ラウの顎の入れ墨だけど、ニュージーランドでは、伝統的に顎に入れ墨を入れるのは女性なんだ。でも、ラウはマオリでもニュージーランド出身でもないから、僕たちはああいう形にしたんだ。偶然の一致があったら、謝罪するよ<sup>40)</sup>。」

当然、マオリは自らの伝統的知識を露骨に不正使用し、神聖な芸術形式を粗悪化するこの行為に対して憤慨した。マオリには残念だが、ゲームの制作者の認識は正しい。彼らはIPRの観点において特定のデザインの使用を避け、代わりにその文化的表現の背後にあるアイディアを組み込むことにより、あらゆる法的責任を回避したのである。マオリはIPR制度により作られたアイディアと表現の間の区別を共有しない。なぜなら、そうした人工的な区別は、全体的なマオリの世界観と基本的に相容れないからである<sup>41)</sup>。マオリの世界では関係がすべてであり<sup>42)</sup>、個別の箱に概念を区画化することは、正にマオリ社会の基本構造に反することになる。アイディアは共有財産であり表現は個人財産であるという知的財産の基本的な概念はこの考えと矛盾し、IPR制度が我々の伝統的知識を保護する制度としては不適切であることを示す更なる証拠を提供する。

伝統的な moko デザインに基づく非マオリの人のための入れ墨は

<sup>40)</sup> *Interview with Jeff Meghaert* (23 March 2003) <http://ps2.ign.com/articles/365/365290p2.html>.

<sup>41)</sup> Mutu, T *The Legal Protection of Mātauranga* (2000) 14.

<sup>42)</sup> Chief Judge Joe Williams in Quentin Baxter, A (ed) *Recognising the Rights of Indigenous Peoples* (1998) 190.

「kirituhi<sup>43</sup>」と呼ばれ、有名人の間で人気になった。残念ながら、我々の遺産を借りた有名人の中には、我々の文化を尊重することなくそうした行為を行っても問題はないという無知な姿勢を共有する者も存在する。問題の多いボクシングの元世界ヘビー級チャンピオンであるマイク・タイソン<sup>44</sup>が自分の顔に装飾を施したmokoを入れることを決めた時、マオリ出身の評論家は、婦女暴行で有罪判決を受けるおそれのある者がmokoを入れることに対し、不快感を示した<sup>45</sup>。マイク・タイソンがインタビューで自分の入れ墨について、「ニュージーランドのマヤ族」のものであるとその起源を間違えて説明したこと<sup>46</sup>、mokoの神聖性や起源に関する彼の理解について多くの懸念が示された。自分が盗んだ文化の正確な名前を見つけようとさえしなかった者は、筆者の祖先から伝わる神聖な宝を身につける特権を有するべきではない。

タイソンと同じく無知な企業として、「Moko」それ自体を店の名前としたオランダのカフェがある。このカフェは、装飾を施した「moko」を入れたヨーロッパの人々のイメージを用い、「Face Food<sup>47</sup>」のスローガンの下に広告を展開していたが、この行為はマオリを憤慨させた。カフェの所有者によると、彼がアムステルダムの通りで出会った自称マオリの族長に「相談」し、この族長はある夜の夕食の際にカフェでの使用に承諾を与えたと言う。カフェ自体は改装された教会の中にあり、ニュージーランド及びオーストラリアの影響を受けた食物を提供している。

このカフェ及びその単語「moko」と関連するイメージの使用は、多様なレベルでマオリに対して侮辱的である。「moko」のような神聖なものと、「noa<sup>48</sup> (tapu (神聖) の対極として分類される))」とされる食物を組み合

わせ得ることは、マオリの見地からは非難されるべきものである。カフェが、改装された教会というマオリもまた神聖だとみなすであろう場所に位置するという事実は、更に侮辱を与えるだけである。

mokoの美しさは、米国のハロウィーン・オンライン・ストア<sup>49</sup>で販売されている「マオリの顔入れ墨キット」や顔全体にmokoを入れた猿を特色とするカルト米国ファッション・ブランド「ポール・フランク」によるTシャツの生産<sup>50</sup>、及びポップスターであるロビー・ウィリアムズ<sup>51</sup>がmokoに触発されたデザインの入れ墨を腕に入れていていることなど、多くの国際的な不正使用を生じさせ続けている。巨大企業であるNikeでさえ、バスケットボール・シューズのエア・ジョーダンの20周年を祝う2006年の宣伝活動において、マオリデザインを使用する代わりにmokoのアイディアを使用した。マイケルは全身にデジタルで描かれた絵文字を付して現れた。その後、同様の絵文字は、20周年記念版エア・ジョーダンの靴<sup>52</sup>の革にも刻まれた。

ここでの単純な問題は、これらの出来事の犯人が、相互に関連したイデオロギーを理解することなく、それと強固に結びついた一片の伝統的知識を切り離すことが常に問題を引き起こすだろうことについて何ら認識していないということであり、また、彼らがわざわざ見つけ出そうともしなかったことである。マオリにとっての問題は、このように個人が我々の神聖な知識をあざ笑うのを阻止するために、我々が法律上できることは何もないということである。

<sup>43</sup> Williams, supra n 6 at 119, 345. 「皮膚に描くこと」を意味する。

<sup>44</sup> Herald Sun “Māoris object to Tyson Tattoo” *Herald Sun*, 27 February 2003, 1.

<sup>45</sup> Ibid. 尊敬されるマオリ研究者であり、現在議員であるPita Sharples氏の論評。

<sup>46</sup> 自らの新しい入れ墨の由来について語るマイクの音声は、以下からダウンロード可能 <<http://www.knbr68.com/bleepers.html>>。

<sup>47</sup> Milne, J “Māori Outrage at Dutch Café’s ‘abuse’ of moko” *The Dominion*, 20 March 2002, 14.

<sup>48</sup> Williams, supra n 6 at 222. 訳語 「tapuからの自由、重要でない、平凡な」。

<sup>49</sup> <[www.nzedge.com/media/archives/archv-society-maoritanga.html](http://www.nzedge.com/media/archives/archv-society-maoritanga.html)> 2006年8月にNgahihi Bidois氏がこの会社に対してeメールで苦情を寄せたところ、その後間もなく当該商品は同社のホームページから削除された。

<sup>50</sup> Ibid. そのプリントは、「勇者ジュリアス (Warrior Julius) と名付けられ、2006年の7月に発売された。

<sup>51</sup> NZPA “Concern over ignorant use of Māori moko” *New Zealand Herald*, 27 February 2003, 1.

<sup>52</sup> Ibid.

## 許容可能な使用？

音楽家ベン・ハーパー (Ben Harper)<sup>53</sup>もまた、mokoに触発された「入れ墨 (kirituhi)」を入れている。ハーパーの入れ墨は彼がニュージーランドを訪問していたときに、有名なマオリの芸術家 Gordon Toi Hatfield氏によって施された<sup>54</sup>。マオリの芸術家が非マオリに入れ墨を入れることを控え、mokoをマオリだけの「taonga (宝)」としておくべきか否かについては、我々の中でも多くの議論がある。

ベン・ハーパーの場合は、「moko」の単に物理的な要素だけでなく、不可分の精神的及び文化的要素をも含得することをいとわなかったため、マオリにとってより受容可能であるかもしれない。ハーパーはこのマオリ芸術家と「歌や考えを共有し」、入れ墨を入れる前にその芸術的文化的起源の調査に時間を費やした。当初、芸術家はハーパーの動機について危惧をいただいていたが、その懸念はこの歌手の全体的なプロセスに対する関与により、すぐに薄れた。

「彼は僕が『ドル銀貨のようなもの』に興味を持っていると考えていた。言いかえれば、小さく、速く、そして些細なものだね。僕が僕の背全体のビジョンについて説明した時、彼は活気づいた。彼は翌朝まで体に線を描かなかった。(しかし)僕たちの世界の統一はその文様自体であるとともにmokoの一部でもあったんだ<sup>55</sup>。」

ベン・ハーパーは、我々の伝統的知識の使用が文化的に受容可能な場合があることを例証しているかもしれないが、問題は、その逆もまた可能であるということであり、現時点での唯一の決定的要因は、当該知識を使用している第三者の姿勢である。mokoに付随した文脈的背景を受け入れることに対するハーパーの意欲は、何も考えずに我々の知識を使用する者と彼とを分ける重要な違いである。

外国人や外国会社が我々の伝統的知識の一片を切り取り、その文脈上の

<sup>53</sup> Mana Magazine “Dedicated by Blood” *Mana*, April-May 2003, 61.

<sup>54</sup> Ibid.

<sup>55</sup> Ibid. ベン・ハーパーのインタビューからの引用。

基礎を構築する概念に言及することなく当該知識を使用し始める場合、彼らは当該知識の伝統的な後見人であるマオリに対し、侮辱やその他の影響をもたらす危険な状態にある。本質的に問題なのは、関係が蓄積された「Te Ao Māori (マオリの世界観)」の性質に対する無知、そして我々の文化の一部をその他に言及することなくちょっと利用してもよいという仮定である。こうした文化的な寸借が可能な理由は、これまで法が伝統的知識を考慮していなかったために、今、このような状況を招いてしまったのである。

この状況を解決するただ一つの方策は、伝統的知識の起源、性質及び目的を尊重する新たな法を策定し、それを西洋のパラダイムに適合させようとしないうことである。そうすることによってのみ、我々は現代の社会における伝統的知識の「kaitiaki (後見人)」としての責任を真に果たすことができるだろう。

## 解決策

我々の伝統的知識を適切に保護するために、以下のような多様な方法が試みられてきた。

- ・議論の余地があるニュージーランドの創設憲法文書であるワイタング条約に基づく請求<sup>56</sup>
- ・「マオリ作」であることを示す商標の創設<sup>57</sup>

<sup>56</sup> いくつかのマオリの部族は、国王によるワイタング条約の違反を調査報告するために設立された法定機関であるワイタング審判所に対し、伝統的知識に関するクレームを提出した。クレーム番号はWai 262であり、この主張は「rongoa (伝統的なマオリの植物及び自生種の医薬使用)」に関連した伝統的知識の側面に焦点をあてているため、「Flora and Fauna」クレームとして知られている。しかし、本クレームは今では多くのマオリの伝統的知識を含むものとなっており、最初のクレームは1991年に申請されたにもかかわらず、現在でも審判所において審理が行われている。

<sup>57</sup> これはMāori Arts Board of Creative New ZealandのTe Waka Toi主導の下で行われたもので、「Toi Iho」と呼ばれるマオリ作のものを示す標章と、主にマオリ作であるもの及びマオリとの共同制作であることを示す二つの関連標章が作成された。これら三つの登録商標は、マオリ芸術家より作成された真正かつ品質の高いマオリ作



- ・国際的な宣言<sup>58</sup>
- ・現行 IPR 法の改正<sup>59</sup>

こうした努力にもかかわらず、既に概説した問題は継続しており、異なるアプローチが必要であることは明白である。今日の問題を引き起こした基本的なイデオロギーの衝突を考慮に入れると、マオリの伝統的知識を保護するための法制度の考案において、「固有の制度 (*sui generis*<sup>60</sup>)」アプローチをとることが主張されている。マオリは既に、ワイタンギ条約の下での主張<sup>61</sup>における望ましい救済として、伝統的知識を保護する法律の制定を求めている。

そうした法制度がどのようなものであれ、全体的なマオリのイデオロギー概念に基づき、祖先の知識に対する最終的なコントロールをマオリに与えるものでなければならない。ワイタンギ条約の下でマオリの伝統的知識を「taonga (宝)」として保護する国王のコミットメントは、保護法制の履行のために倫理上及び憲法上の推進力を与えるものである。当該制度は、我々の伝統的知識に関するマオリ、各部族及び亜族の「tino rangatiratanga (民族自決権)」に言及し、その権利を行使するための法的手段を我々に与

---

品の宣伝・販売のために使用される <<http://www.toiho.com/about/about.htm>>。

<sup>58</sup> *The Mataatua Declaration on Cultural and Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples* (1993). (筆者の属する Ngati Awa 族を含む) 9 部族が 1993 年に「第一回先住民の文化的・知的財産権に関する国際会議 (the First International Conference on the Cultural and Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples)」を開催した。アイヌ (日本)、オーストラリア、クック諸島、フィジー、インド、パナマ、ペルー、フィリピン、スリナム、米国及び Aotearoa (ニュージーランド) の代表を含む 14 の国から 150 を超える代表者が参加した。

<sup>59</sup> 2002 年商標法。改正法では、政府の Wai 262 クレームに対する返答であると考えられているマオリにとって興味深い規定がいくつか含まれている。

<sup>60</sup> *Of its own kind; peculiar; unique - The New Shorter Oxford English Dictionary* (1993) 3135.

<sup>61</sup> Waitangi Tribunal *Second Amended Statement of Claim on Behalf of Ngāti Koata* (October 2002) Wai 262, 13; Waitangi Tribunal *Second Amended Statement of Claim for Ngāti Porou* (19 October 2001) Wai 262, 25; Waitangi Tribunal *Fourth Amended Statement of Claim on Behalf of Ngāti Kahungunu* (21 September 2001) Wai 262, 21.

えるものでなければならない。

マオリの伝統的知識を保護することを特に意図した法体系を考案するためには、非常に多くの難しい障害が存在している。この障害とは、別の文化の知識及び概念を保護するために外国の法制度を使用することによる本質的な問題だけではなく、国際文書<sup>62</sup>の下で現行の知的財産法を強化するというコミットメントの問題がある。特別な国内法制に加えて、我々の伝統的知識を不正使用する外国の主体に異議を申し立てるための我々の能力を強化するために、国際的なレベルでニュージーランド政府は更なるコミットメントを求められている<sup>63</sup>。

有効かつ適切な形で祖先のマオリ知識を保護するための現代的法制度を構築することは、ほぼ不可能な課題である。しかしながら、既存の法律の修正を試みたり、単に何もしないという選択肢では、解決の可能性はさらに小さい。非マオリの人々が授権もなく我々の伝統的知識を商品に使用したり、商標を付したり、その他の手段を採ったりする事例は、急激に増加している。この問題を、今日先住民が直面している他の非常に多くの問題とともに非常に難しい諸問題として扱うのではなく、そこに保護すべきものが残されているかぎり、行動することが今必要とされているのである。

## 結論

上述した分析により、IPR 制度が我々の伝統的知識に対して及ぼしている影響に関する重大な懸念が明らかとなった。現行制度は第三者が我々の文化的表現に関する権利を取得することを可能にし、また、伝統的知識を利用、不正使用及び完全な濫用から保護するには全く不十分である。西洋

---

<sup>62</sup> 関税及び貿易に関する一般協定 - 1993 年知的所有権の貿易関連の側面に関する協定など。

<sup>63</sup> ニュージーランド政府は国連先住民宣言の採択に最も反対する国の一つである。同宣言は 2006 年 6 月に国連人権委員会において採択された。同宣言は、「世界の先住民の生存、尊厳及び福祉に関する最低基準」を提供している。これには、政治的文化的同一性に関する権利も含まれている。先住民及び州政府は、同宣言が 22 年前に国連に提出されて以来、同宣言に関する議論と交渉を続けている。

の所有概念とマオリの全体的世界観との間の生来的なイデオロギーの対立は、単に現在の知的財産法制の一端を微調整する程度では問題を解決することはできないことを意味している。

マオリは、その世界観がIPR制度を創設した人々によって共有されないという理由のみで、現存する宝に対する集合的な権利が征服されているということについて危惧している。救済もなく他者が我々の集合的知識を盗み、不正に使用し、あざけることを許す法は、法の支配に対する軽蔑を生じさせる、苛立たしい状況を招くおそれがある。現行の制度は民族中心的であり、我々に自らの伝統的知識を保護する権利を与えない。

これらの懸念にもかかわらず、表明された批判は制度それ自体を対象としたものではない。なぜなら、制度はそれを起草した者の目的及びその保護対象に照らすと、全く申し分のないものであるからである。問題は、それらが伝統的知識のために制度設計されておらず、それ故にマオリの懸念に適切に対処することを望むことができないということである。本稿で提起した諸問題に対処するためには、マオリが今、将来、そしてこれまでずっと自分たちのものであったものを支配する必要性を最終的に認識するための新たなアプローチが必要とされているのである。

## <参考文献>

### 制定法

- Copyright Act 1994.
- Trade Marks Act 2002.

### 国際文書

- The General Agreement on Terrorists and Trade - On Trade Related Aspects of Intellectual Property 1993.
- The Mataatua Declaration on Cultural and Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples (1993).
- Treaty of Waitangi 1840 / Te Tiriti o Waitangi 1840.
- UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples

### 法的文書

- Waitangi Tribunal *Fourth Amended Statement of Claim on Behalf of Ngāti Kahungunu* (21 September 2001) Wai 262.
- Waitangi Tribunal *Second Amended Statement of Claim on Behalf of Ngāti Koata* (October 2002) Wai 262.
- Waitangi Tribunal *Second Amended Statement of Claim on Behalf of Ngāti Kuri, Te Rarawa and Ngāti Wai* (20 October 2001) Wai 262.
- Waitangi Tribunal *Second Amended Statement of Claim for Ngāti Porou* (19 October 2001) Wai 262.

### 二次文献

#### 書籍

- Brown, A and Grant, A *The Law of Intellectual Property in New Zealand* (Wellington: Butterworths, 1988).
- Kelsey, J *Reclaiming the Future* (Wellington: Bridget Williams Books, 1999).
- Martin, A (ed) *Oxford Dictionary of Law* (4<sup>th</sup> ed) (Oxford: Oxford University Press, 1997).
- National Indigenous Arts Advocacy Association Inc *Stopping the Rip Offs* (Sydney: NIAAA, 1995).
- *The New Shorter Oxford English Dictionary* (Oxford: Clarendon Press, 1993).
- Williams, H. W. *Dictionary of the Māori Language* (7<sup>th</sup> ed, Wellington, NZ: Legislation Direct, 1971).

## 報告書/会議文書

- Daes, E. I. *Discrimination Against Indigenous Peoples: Study on the Protection of the Cultural and Intellectual Property of Indigenous Peoples* Report of The Special Rapporteur to the World Intellectual Property Organisation (Geneva: WIPO, 1993).
- Dickson, M *Protecting the Intellectual Property of Indigenous People of the Pacific: Te Huarahi Māori/The Māori Experience* in Ridgeway Blake Lawyers (Vanuatu) and the School of Law, University of the South Pacific *Legal Developments in the Pacific Island Region* (2000).
- Jones, P *Indigenous Peoples' Claims to Intellectual Property Rights - A View from New Zealand* paper presented to LAWASIA Intellectual Property Law Conference, Kota Kinabalu, Malaysia, (19 Nov. 1996).
- Solomon M *Intellectual Property Rights and Indigenous Peoples Rights and Obligations* paper presented to Global Biodiversity Forum 15, UNEP Headquarters, Gigiri, Nairobi, Kenya, May 12 - 14 (2000).
- World Intellectual Property Organisation Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore *Matters Concerning Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore - An Overview* (2001).

## 論文/定期刊行物

- Blakeney, M *The Protection of Traditional Knowledge under Intellectual Property Law* [2000] EIPR 251.

## 未公表文献

- Durie, E. T. *Custom Law* (Unpublished paper on customary Māori concepts, 1994).
- Mutu, T *The Legal Protection of Mātauranga* (University of Waikato Honours Dissertation, 2000).

## 電子資料

- Gregory, A “Fantasy Toys Spark Legal Game Between Māori Group and Lego” *NZ Herald* (31 May 2001) <<http://www.nzherald.co.nz/storyprint.cfm?storyID=192380>>.
- Griggs, K “Māori take on hi-tech Lego toys” (26 October 2001) *BBC News* <[http://news.bbc.co.uk/hi/english/world/asia-pacific/newsid\\_1619000/1619406.stm](http://news.bbc.co.uk/hi/english/world/asia-pacific/newsid_1619000/1619406.stm)>.
- Kopua, M *More About Moko* <<http://www.tamoko.org.nz/artists/ururoa/intro.html>>.

- Mead, A *Understanding Māori Intellectual Property Rights* (10 October 2002) The Inaugural Māori Legal Forum <[http://www.conferenz.co.nz/library/m/mead\\_aroaha.html](http://www.conferenz.co.nz/library/m/mead_aroaha.html)>.
- Mike Tyson Interview (audio) <<http://www.knbr68.com/bleepers.html>>.
- NZPA “Concern Over Ignorant Use of Māori Moko” (27 February 2003) *NZ Herald* <<http://www.nzherald.co.nz/storyprint.cfm?storyID=3198136>>.
- Playstation 2: Ignition *Interview with Jeff Meghaert* (23 March 2003) <<http://ps2.ign.com/articles/365/365290p2.html>>.
- Te Karere “Māori Warrior in New Sony Game” *Arotahi Newsletter* (7 April 2003) April 2003 Edition 4 (Electronic Newsletter).
- Toi Iho - *Information Page* <<http://www.toiho.com/about/about.htm>>.
- <[www.nzedge.com/media/archives/archv-society-maoritanga.html](http://www.nzedge.com/media/archives/archv-society-maoritanga.html)>

## 雑誌及び新聞記事

- Herald Sun “Māoris object to Tyson Tattoo” *Herald Sun*, (Sydney: 27 February 2003).
- Mana Magazine “Dedicated by Blood” *Mana*, (Wellington: Mana Publishing, April-May 2003).
- Milne, J “Māori Outrage at Dutch Café’s ‘abuse’ of moko” *The Dominion*, (Wellington: 20 March 2002).
- NZPA “Concern over ignorant use of Māori moko” *New Zealand Herald*, (Auckland: 27 February 2003).

## その他

- Auckland District Māori Council Submission to the Human Rights Commission on *He Taua*, “*The Engineers’ Mistake*” and *Social Response to the “Haka Party” Incident* (1 May 1979).